

平成 19 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ベルーナ  
代表者名 代表取締役社長 安野 清  
(コード番号 9997 東証第一部)  
問合せ先 管理本部長 大谷 賢  
(TEL. 048-771-7753)

## 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 発行総額等の確定に関するお知らせ

平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において発行を決議した 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行総額等が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本社債の発行総額（額面金額総額）

110 億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

#### 2. 発行する本新株予約権の総数

2, 200 個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 5, 000, 000 円で除した個数の合計数

#### 〈ご参考〉 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 1. 各本社債の払込金額                | 本社債額面金額の 100%<br>(各本社債の額面金額 5, 000, 000 円)                               |
| 2. 本新株予約権付社債の発行価格<br>(募集価格) | 本社債額面金額の 102. 5%   |
| 3. 発行決議日                    | 2007 年 3 月 8 日   |
| 4. 条件決定日                    | 2007 年 3 月 8 日   |
| 5. 本社債の払込期日                 | 2007 年 3 月 26 日 (ロンドン時間)   |
| 6. 本新株予約権の行使期間              | 2007 年 3 月 30 日から 2012 年 3 月 17 日における新株予約<br>権行使受付代理人の営業終了時 (行使請求地時間) まで |
| 7. 償還期限                     | 2012 年 3 月 31 日  |

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。

8. 当社は、共同主幹事引受会社兼ブックランナーである Goldman Sachs International に対し、本社債額面金額合計額 10 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与しておりましたところ、Goldman Sachs International より、本社債額面金額合計額 10 億円につき、かかる権利を行使する旨の通知を 2007 年 3 月 15 日に受領しましたので、これにより本社債の発行総額及び発行する本新株予約権の総数が上記のとおり確定いたしました。
9. 潜在株式の希薄化情報について  
今回のファイナンスを実施することにより、直近（2007 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 8.53%になる見込みです。  
（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同新株予約権付社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における同新株予約権付社債の募集は行われません。